

10月1日より

消費税率引き上げに伴い

各種使用料・手数料が変わります

本年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴い、消費税及び地方消費税の課税対象となっている本市の各種使用料・手数料について、これまでに検討を重ねてきた結果、平成26年10月1日から次のとおり改定させていただくこととなりました。

市民の皆様におかれましては、改定につきましてご理解、ご協力をお願いいたします。なお、改定料金につきましては、一部を除き総額表示方式(内税方式)となります。

また、今回お知らせする以外の各種使用料・手数料については、改定はありません。

※単位は全て円です。

○コミュニティセンター利用料金

区 分	改 定 料 金						現 行 料 金					
	多目的ホール			その他の室1室につき			多目的ホール			その他の室1室につき		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
新城多目的研修センター												
上芦別多目的研修センター	2,160	3,240	3,780				2,100	3,150	3,670			
野花南生活改善センター												
啓南多目的研修センター				1,080	1,620	2,160				1,050	1,570	2,100
黄金多目的研修センター												
常磐多目的研修センター	1,620	2,160	2,700				1,570	2,100	2,620			
頼城多目的研修センター												
緑幸研修センター												
ひぐらし研修センター												

※上記コミュニティセンターは、指定管理者制度を導入しており、上記改定料金の範囲内で管理者が決定することになっています

●問い合わせ・詳細/生活交通係

○生活館使用料

(1) 本町地区生活館

区 分	改 定 料 金			現 行 料 金		
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
集 会 室	2,050	3,080	3,600	2,000	3,000	3,500
研 修 室	1,020	1,540	2,050	1,000	1,500	2,000
コミュニティルーム	1,020	1,540	2,050	1,000	1,500	2,000

※葬儀で使用する場合

区 分	改 定 料 金	現 行 料 金
2日間(午前9時から翌日午後9時まで)全ての室を使用するとき	61,710	60,000
2日間集会室以外の室を使用するとき	30,850	30,000
3日間(午前9時から翌々日午後9時まで)全ての室を使用するとき	72,000	70,000
3日間集会室以外の室を使用するとき	41,140	40,000

●問い合わせ・詳細/生活交通係

(2) 上芦別生活館

区 分	改 定 料 金			現 行 料 金		
	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 正午まで	正午から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
講 堂	360	510	360	350	500	350
会 議 室	360	510	360	350	500	350
和 室	360	510	360	350	500	350

●問い合わせ・詳細/生活交通係



○児童センター使用料

区 分	改 定 料 金		現 行 料 金	
	使用時間 3時間未満	使用時間 3時間以上	使用時間 3時間未満	使用時間 3時間以上
遊戯室	210	320	200	300
集会室	100	160	100	150
図書室	100	160	100	150

●問い合わせ・詳細／児童センター係 (☎ 24-2774)

○農畜産物加工室利用料金

区 分	改定料金	現行料金
午前9時から 正午まで	2,910	2,830
午後1時から 午後4時まで	2,910	2,830
午前9時から 午後4時まで	5,670	5,510

●問い合わせ・詳細／観光振興係

○農業経営基盤強化促進事業に関する嘱託登記手数料

区 分		改定料金	現行料金
土地の表示の変更	1筆のとき	4,860	4,500
	2筆以上のとき、1筆増すごとに	430	400
登記名義人の表示の変更・更生	1筆のとき	3,240	3,000
	2筆以上のとき、1筆増すごとに	430	400
所有権移転(相続によるものを除く)	1筆のとき	9,070	8,400
	2筆以上のとき、1筆増すごとに	430	400

●問い合わせ・詳細／農地係

○国設芦別スキー場リフト利用料金

区 分		改定料金	現行料金	
基本料金	1回券	一般	190	180
		中学生	150	140
		小学生	130	120
	回数券 (11回券)	一般	1,940	1,890
		中学生	1,510	1,470
		小学生	1,290	1,260
団体料金	1回券	一般	170	160
		中学生	80	80
		小学生	70	70
シーズン券	一般	24,840	24,150	
	中学生	19,100	18,570	
	小学生	16,200	15,750	
1日券	一般	2,260	2,200	
	中学生	1,760	1,710	
	小学生	1,510	1,470	
4時間券	一般	1,130	1,100	
	中学生	870	850	
	小学生	760	740	
ナイター券	一般	860	840	
	中学生	710	690	
	小学生	640	630	

●問い合わせ・詳細／観光振興係

○滝里湖オートキャンプ場使用料

区 分		改定料金		現行料金
		料 金	閑散期 料 金	
キャンピングカーサイト (電源・炊事台・上水道付)	1泊	6,260	3,130	6,090
	デイキャンプ	3,130	1,560	3,040
スタンダードカーサイト (電源・炊事台・上水道付)	1泊	5,720	2,860	5,560
	デイキャンプ	2,860	1,430	2,780
スタンダードカーサイト (電源付)	1泊	4,640	2,320	4,510
	デイキャンプ	2,320	1,160	2,250
二輪車等専用フリーテントサイト(1人用)	1泊	640	320	630
	デイキャンプ	320	160	310
コテージ (1棟1泊あたり)	6人用	13,280		12,910
	8人用	17,600		17,110

●問い合わせ・詳細／観光振興係

○健民センターオートキャンプ場使用料

区 分		改定料金		現行料金
		料 金	閑散期 料 金	
キャンピングカーサイト (電源・炊事台・上水道付)	1泊	6,260	3,130	6,090
	デイキャンプ	3,130	1,560	3,040
スタンダードカーサイト	1泊	4,640	2,320	4,510
	デイキャンプ	2,320	1,160	2,250
フリーテントサイト	1泊	1,940	970	1,890
	デイキャンプ	970	480	940
	テント1張追加ごとに	540 増		520 増

●問い合わせ・詳細／観光振興係

○芦別市芸術文化交流館利用料金

区 分	改定料金(月額)	現行料金(月額)
研修室 1、3、4、6、7、8	4,930	4,800
研修室 2	2,460	2,400
研修室 5	7,400	7,200
展示ホール	12,340	12,000

●問い合わせ・詳細／生涯学習係 (☎22-3110)



○あしべつ宿泊交流センター使用料

区 分	改定料金		現行料金	
	使用料	暖房料	使用料	暖房料
小学生、中学生	1,620	210	1,500	200
高校生、専門学校生、大学生	1,830		1,700	
一般	2,160		2,000	

●問い合わせ・詳細／総合体育館 (☎24-2525)



○総合福祉センター使用料

区 分	改定料金				現行料金				
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	
大ホール	3,240	4,320	5,400	10,800	3,000	4,000	5,000	10,000	
中ホール	2,160	2,910	3,560	7,120	2,000	2,700	3,300	6,600	
小ホール	1,080	1,400	1,830	3,670	1,000	1,300	1,700	3,400	
ふれあいホール	2,700	3,780	4,860	9,720	2,500	3,500	4,500	9,000	
会議室 A	750	1,080	1,400	2,800	700	1,000	1,300	2,600	
会議室 B	860	1,180	1,510	3,020	800	1,100	1,400	2,800	
ボランティア室	1,080	1,400	1,830	3,670	1,000	1,300	1,700	3,400	
軽作業室	750	1,080	1,400	2,800	700	1,000	1,300	2,600	
談話室	540	750	970	1,940	500	700	900	1,800	
講習室	540	750	970	1,940	500	700	900	1,800	
軽運動室	750	970	1,180	2,370	700	900	1,100	2,200	
調理実習室	540	750	970	1,940	500	700	900	1,800	
和 室	1号	540	750	970	1,940	500	700	900	1,800
	2号	540	750	970	1,940	500	700	900	1,800
	3号	540	750	970	1,940	500	700	900	1,800
	4号	540	750	970	1,940	500	700	900	1,800
	5号	540	750	970	1,940	500	700	900	1,800
物 件	放送器具	一式1時間につき			540	一式1時間につき			500
	金びょうぶ	1回につき			860	1回につき			800
	スポットライト	650W 1台につき			540	650W 1台につき			500
	カラオケ機材	一式1回の利用につき			1,080	一式1回の利用につき			1,000

●問い合わせ・詳細／地域福祉係

○市民会館使用料

区 分	改定料金				現行料金				
	午前9時から 正午まで	正午から午後 5時まで	午後5時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	午前9時から 12時まで	午後1時から 5時まで	午後6時から 10時まで	午前9時から 午後10時まで	
大ホール	平日	8,640	12,960	17,280	37,800	8,000	12,000	16,000	35,000
	土・日・祝日	10,800	15,120	19,440	45,360	10,000	14,000	18,000	42,000
中ホール	平日	3,880	5,180	6,480	14,040	3,600	4,800	6,000	13,000
	土・日・祝日	4,530	6,040	7,770	17,280	4,200	5,600	7,200	16,000
楽 屋	大部屋	540	640	860	1,940	500	600	800	1,800
	小部屋	430	540	640	1,510	400	500	600	1,400
	リハーサル室	640	860	1,180	2,480	600	800	1,100	2,300
そ の 他	展示場・ホワイエ	2,480	3,240	4,210	9,720	2,300	3,000	3,900	9,000

●問い合わせ・詳細／生涯学習係 (☎22-3110)

○青年センター使用料

区 分		改定料金			現行料金					
		午前	午後	夜間	午前	午後	夜間			
第1研修室	教育目的のための使用	860	860	1,080	800	800	1,100			
	営業目的のための使用	2,590	2,590	3,240	2,500	2,500	3,200			
	その他の使用	1,720	1,720	2,160	1,700	1,700	2,100			
第2研修室 第3研修室	教育目的のための使用	430	430	640	400	400	600			
	営業目的のための使用	1,290	1,290	1,940	1,300	1,300	1,900			
	その他の使用	860	860	1,290	800	800	1,300			
体育館	専用使用	入場料を徴収しない場合の使用	スポーツ競技及び教育目的	全面	1,080	1,620	2,160	1,100	1,600	2,100
			その他	全面	5,400	10,800	16,200	5,300	11,000	16,000
		その他	半面	2,700	5,400	8,100	2,700	5,500	8,000	
	入場料を徴収する場合の使用	スポーツ競技及び教育目的	全面	4,320	6,480	8,640	4,200	6,300	8,400	
		その他	全面	10,800	16,200	21,600	11,000	16,000	21,000	
		その他	半面	5,400	8,100	10,800	5,500	8,000	11,000	

●問い合わせ・詳細／生涯学習係 (☎22-3110)

○青少年会館使用料

区 分		改定料金(1時間当たり)			現行料金(1時間当たり)		
		午前9時以前	午前9時から午後9時まで	午後9時以降	午前9時以前	午前9時から午後9時まで	午後9時以降
専用使用 (体育館、研修室)	営利を目的としない場合	480	320	640	500	300	600
	営利を目的とする場合	9,600	6,400	12,800	10,000	6,000	12,000

●問い合わせ・詳細／総合体育館 (☎24-2525)



○勤労者体育センター使用料

区 分		改定料金					現行料金						
		午前9時以前1時間当たり	午前9時から午後6時まで1時間当たり	午後6時から午後9時まで1時間当たり	午前9時から午後9時まで	午後9時以降1時間当たり	午前9時以前1時間当たり	午前9時から午後6時まで1時間当たり	午後6時から午後9時まで1時間当たり	午前9時から午後9時まで	午後9時以降1時間当たり		
専用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	480	320	480	3,880	640	500	300	500	3,700	600	
		入場料等を徴収する場合	1,920	1,280	1,920	15,550	2,560	2,000	1,200	2,000	15,100	2,400	
使用	その他の催物に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	3,840	2,560	3,840	31,100	5,120	4,000	2,400	4,000	30,200	4,800
			営利を目的とする場合	9,600	6,400	9,600	77,760	12,800	10,000	6,000	10,000	75,600	12,000
		入場料等を徴収する場合	営利を目的としない場合	7,680	5,120	7,680	62,200	10,240	8,000	4,800	8,000	60,400	9,600
			営利を目的とする場合	19,200	12,800	19,200	155,520	25,600	20,000	12,000	20,000	151,200	24,000

●問い合わせ・詳細／総合体育館 (☎24-2525)

○本町テニスコート使用料

区 分		改定料金(1時間当たり)	現行料金(1時間当たり)		
専用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	320	300	
		入場料等を徴収する場合	1,280	1,200	
使用	その他の催物に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	2,560	2,400
			営利を目的とする場合	6,400	6,000
		入場料等を徴収する場合	営利を目的としない場合	5,120	4,800
			営利を目的とする場合	12,800	12,000

●問い合わせ・詳細／総合体育館 (☎24-2525)

○B&G 海洋センター使用料

区 分	改定料金	現行料金	
一般	1回	210	200
	回数券(12枚)	2,100	2,000
	シーズン券	4,200	4,000

●問い合わせ・詳細／総合体育館 (☎24-2525)



○市民運動場使用料

区		分	改定料金 (1時間当たり)	現行料金 (1時間当たり)
専用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	320	300
		入場料等を徴収する場合	1,280	1,200
	その他の催物に使用する場合	入場料等を徴収しない場合 営利を目的としない場合	2,560	2,400
		入場料等を徴収する場合 営利を目的とする場合	6,400	6,000
	付属設備	屋外照明設備(8kw、4基、20分当たり)	750	700

●問い合わせ・詳細／総合体育館 ☎24-2525

○上芦別球場使用料

区		分	改定料金 (1時間当たり)	現行料金 (1時間当たり)
専用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	320	300
		入場料等を徴収する場合	1,280	1,200
	その他の催物に使用する場合	入場料等を徴収しない場合 営利を目的としない場合	2,560	2,400
		入場料等を徴収する場合 営利を目的とする場合	6,400	6,000
	付属設備	屋外照明設備(8kw、4基、20分当たり)	750	700

●問い合わせ・詳細／総合体育館 ☎24-2525

○なまこ山総合運動公園体育施設使用料

(1) 陸上競技場

区	分	改定料金		現行料金			
		午前9時から午後6時まで1時間当たり	左記以外の時間帯1時間当たり	午前9時から午後6時まで1時間当たり	左記以外の時間帯1時間当たり		
専用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	幼・小・中学生	640	960	600	900
			高校生	860	1,290	800	1,200
			一般	1,290	1,930	1,200	1,800
	アマチュアスポーツの練習に使用する場合	入場料等を徴収する場合	幼・小・中学生	2,560	3,840	2,400	3,600
			高校生	3,440	5,160	3,200	4,800
			一般	5,160	7,740	4,800	7,200
上記以外の場合でスポーツ関係に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	幼・小・中学生	320	480	300	400	
		高校生	430	640	400	600	
	入場料等を徴収する場合	幼・小・中学生	640	960	600	900	
		高校生	640	960	600	900	
スポーツ関係以外に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	5,160	7,740	4,800	7,200		
	入場料等を徴収する場合	10,320	15,480	9,600	14,400		
付属設備	放送設備	7,740	11,610	7,200	10,800		
	写真判定装置	15,480	23,220	14,400	21,600		
			3,240		3,000		
			3,240		3,000		

(2) 市民球場

区	分	改定料金		現行料金			
		午前9時から午後6時まで1時間当たり	左記以外の時間帯1時間当たり	午前9時から午後6時まで1時間当たり	左記以外の時間帯1時間当たり		
専用使用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	小・中学生、高校生	640	960	600	900
			一般	1,180	1,770	1,100	1,600
	アマチュアスポーツの練習に使用する場合	入場料等を徴収する場合	小・中学生、高校生	2,560	3,840	2,400	3,600
			一般	4,720	7,080	4,400	6,600
上記以外のスポーツその他催物に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	小・中学生、高校生	320	480	300	400	
		一般	590	880	600	800	
		入場料等を徴収する場合	4,720	7,080	4,400	6,600	
			9,440	14,160	8,800	13,200	

(3) 市民パークゴルフ場

区	分	改定料金	現行料金
高校生、一般	1日券	430	400
	回数券(12回)	4,300	4,000
	シーズン券	9,030	9,000

●なまこ山総合運動公園体育施設使用料についての
問い合わせ・詳細は総合体育館 ☎24-2525

(4) 総合体育館

区 分			改 定 料 金					現 行 料 金						
			午前9時 以前1時 間当たり	午前9時 から午後6時 まで1時間 当たり	午後6時 から午後9時 まで1時間 当たり	午前9時 から午後 9時まで	午後9時 以降1時 間当たり	午前9時 以前1時 間当たり	午前9時 から午後6時 まで1時間 当たり	午後6時 から午後9時 まで1時間 当たり	午前9時 から午後 9時まで	午後9時 以降1時 間当たり		
専 用 使 用	アリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	2,260	1,510	2,260	18,330	3,020	2,100	1,400	2,100	17,000	2,800	
		入場料等を徴収する場合	9,040	6,040	9,040	73,330	12,080	8,400	5,600	8,400	68,000	11,200		
		その他の催物に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	18,080	12,080	18,080	146,660	24,160	16,800	11,200	16,800	136,000	22,400
			入場料等を徴収する場合	営利を目的とする場合	45,200	30,200	45,200	366,660	60,400	42,000	28,000	42,000	340,200	56,000
			入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	36,160	24,160	36,160	293,320	48,320	33,600	22,400	33,600	272,100	44,800
			入場料等を徴収する場合	営利を目的とする場合	90,400	60,400	90,400	733,320	120,800	84,000	56,000	84,000	680,400	112,000
	サブアリーナ	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	810	540	810	6,560	1,080	800	500	800	6,200	1,000	
		入場料等を徴収する場合	3,240	2,160	3,240	26,240	4,320	3,200	2,000	3,200	24,800	4,000		
		その他の催物に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	6,480	4,320	6,480	52,480	8,640	6,400	4,000	6,400	49,600	8,000
			入場料等を徴収する場合	営利を目的とする場合	16,200	10,800	16,200	131,220	21,600	16,000	10,000	16,000	124,200	20,000
			入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	12,960	8,640	12,960	104,970	17,280	12,800	8,000	12,800	99,300	16,000
			入場料等を徴収する場合	営利を目的とする場合	32,400	21,600	32,400	262,440	43,200	32,000	20,000	32,000	248,400	40,000
会議室1、2、3、4	アマチュアスポーツ団体が使用する場合	入場料等を徴収しない場合	310	210	310	2,530	420	300	200	300	2,400	400		
	入場料等を徴収する場合	1,240	840	1,240	10,150	1,680	1,200	800	1,200	9,700	1,600			
	その他の催物に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	2,480	1,680	2,480	20,300	3,360	2,400	1,600	2,400	19,400	3,200	
		入場料等を徴収する場合	営利を目的とする場合	6,200	4,200	6,200	50,760	8,400	6,000	4,000	6,000	48,600	8,000	
		入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	4,960	3,360	4,960	40,600	6,720	4,800	3,200	4,800	38,800	6,400	
		入場料等を徴収する場合	営利を目的とする場合	12,400	8,400	12,400	101,520	16,800	12,000	8,000	12,000	97,200	16,000	
使用人	一般	1回	160					150						
		回数券(12枚)	1,600					1,500						

(5) 球技場・ソフトボール場

区 分			改定料金 (1時間当たり)		現行料金 (1時間当たり)		
			午前9時から 午後6時まで	左記以外 の時間帯	午前9時から 午後6時まで	左記以外 の時間帯	
専 用 使 用	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	幼・小・中学生	1,290 (320)	1,930 (480)	1,200 (300)	1,800 (400)
			高校生	1,830 (430)	2,740 (640)	1,700 (400)	2,500 (600)
			一般	2,590 (640)	3,880 (960)	2,500 (600)	3,700 (900)
		入場料等を徴収する場合	幼・小・中学生	5,160 (1,280)	7,740 (1,920)	4,800 (1,200)	7,200 (1,800)
			高校生	7,320 (1,720)	10,980 (2,580)	6,800 (1,600)	10,200 (2,400)
			一般	10,360 (2,560)	15,540 (3,840)	10,000 (2,400)	15,000 (3,600)
	アマチュアスポーツの練習に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	幼・小・中学生	640 (160)	960 (240)	600 (150)	900 (200)
			高校生	910 (210)	1,360 (310)	800 (200)	1,200 (300)
			一般	1,290 (320)	1,930 (480)	1,200 (300)	1,800 (400)
	上記以外の関係でスポーツ関係に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	10,360 (2,560)	15,540 (3,840)	10,000 (2,400)	15,000 (3,600)	
		入場料等を徴収する場合	20,720 (5,120)	31,080 (7,680)	20,000 (4,800)	30,000 (7,200)	
	スポーツ関係以外に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	15,540 (3,840)	23,310 (5,760)	15,000 (3,600)	22,500 (5,400)	
入場料等を徴収する場合			31,080 (7,680)	46,620 (11,520)	30,000 (7,200)	45,000 (10,800)	

カッコ内の金額は、ソフトボール場1面の使用料を算出するときに用いる

(6) 立売その他物品の販売行為

(1日につき)

区 分	改定料金	現行料金
陸上競技場	2,160	2,100
総合体育館	2,160	2,100
市民球場	2,160	2,100
市民パークゴルフ場	2,160	2,100
球技場・ソフトボール場	2,160	2,100

○その他改正となった使用料等に関するお問い合わせ先

区 分	課係名
市営牧場使用料	農林課農政係
普通河川及び準用河川の流水占有料	都市建設課土木係
普通河川及び準用河川の敷地占有料(※)	
普通河川及び準用河川の土石採取料その他の河川産出物採取料	
都市公園及び普通公園での行為に係る使用料(※)	
都市公園及び普通公園施設の設備または管理に係る使用料(※)	
都市公園及び普通公園施設占有料(※)	
道路占有料(※)	

※外税方式となります